## 東海産廃訴訟ニュース

2016年9月8日 訴訟原告団

菊池一二 連絡先 090 2566 9194

9月30日差し止め、 訴訟の判決

産廃焼却炉と隣り合わせで暮すことはありえません

所は、住民の声を聞いて



訴訟のシンボル 原告の方が作成

## 東海産廃訴訟とは

2003年2月に、業者(株)大豊プラントが役場に事業計画書を 持参して、産廃破砕・焼却施設設置計画が判明。 近隣住民や自 治区、農業委員会、土地改良区などが、「自然豊かな米どころに ダイオキシンが降り注ぐ」、「干しいも・ぶどう・梨など農産物への影 響が心配」、「民家と 10 メートルしか離れていない」と、次々と建設 反対を表明、決議書などが村長に届けられる。

同年12月8日、業者が茨城県に事業計画書を提出 2005年4月28日、県が不許可決定 9月、業者が再度申請書を県に提出 12月14日、東海村議会が建設反対決議書を県に提出 住民らはさらに反対署名などを村長に提出 2007年2月、業者が県を相手に許可を出さないのは「不作為」 であると提訴。業者による事業概要説明会が開かれる 同年6月27日、県が許可決定、通知 12月19日、住民ら行政訴訟提訴(原告442名) 2008年3月5日、建設差し止めの仮処分申請(債権者464名) ※この間、建設差し止めの本訴をたたかってきましたが、9月 30日に、水戸地裁の判決が出されます。



大豊プラントの焼却炉は、「ダイオキ シン等放出を防ぐために重要な800度 C 2 秒以上の滞留燃焼が保障されない構 造になっている」ほか、欠陥炉である重 大な問題点を4人の専門家が裁判で証言 してきました。しかし裁判所はこの間、

「法律に明記されていない」として、法 律の不備を正当化し、茨城県など許可者 の個別判断に任せるという無責任な態度 に終始し、住民の「命、暮らし、環境を 守る判決を下して!」との声を冷たく退 けてきました。30日の判決は大勢の傍 聴で見守りましょう。



2011 年 8 月 25 日建設差し止め本訴提訴

## 判決日スケジュール

9月30日(金)午後 1 時 旧県庁わき県立図書館入口集合 裁判所入り口まで「必勝」行進

午後 1 時30分 判決言い渡し

※裁判終了後、記者会見(弁護士会館を予定)

☆東海村での「判決報告会」は行いませんので、傍聴・記者 会見にぜひ、ご参加いただけますようお願いします。

多くの方の傍聴をお願いします・・・傍聴には、乗用車乗りあわせで行きます

差し止め本訴判決9月30日(金)13時30分~水戸地裁